町の教育活動を応援してくれる

地域学校協働活動ボランティアを募集

町内の小中学校での教育活動や体験学習・交流活動などを支援していただく「地域学校協働活動ボランティア」を募集しています。
特別な資格など必要ありません。あなたの知識や経験を活かして、鶴田町の未来を担う子どもたちのために協力ください。

地域で育てよう　未来の宝

できることを、できるときに、できることから

昔の遊びを教える

通学路の見守り

部活動のお手伝い

学校施設の修繕

調理実習などの食育活動

職場見学、農業体験の受入

除草や草刈り

対　　象	町内の住民、学生、保護者、NPO、企業、団体　など
募集期間	通年募集（年度更新）
申込方法	申込用紙を教育委員会へ持参、郵送、FAX、電子メールなどで提出してください。詳しくは、お気軽にお問い合わせください。
そ の 他	登録者の活動は原則として無償です。

お問い合わせ・ボランティアの申し込み

鶴田町教育委員会　社会教育班（平日 8：30 ～ 17：00）
TEL：0173-22-2111（内線 211）　FAX：0173-22-6007
E-mail：syakyo@town.tsuruta.lg.jp

令和5年度 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）のお知らせ

食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯の生活支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対して生活支援特別給付金が支給されます。

支給金額 **児童1人あたり5万円**

支給対象 **次の①②いずれかに該当する方　※ひとり親世帯分の給付金の支給を受けた方を除く**

1 鶴田町から、**令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」**を受給した方

→ **申請は不要です**

5月下旬に、令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の振込口座へ振り込まれます。

2 ①以外の方で、対象児童**【平成17年4月2日から令和6年2月29日までに生まれた児童（障害児は平成15年4月2日生まれ以降）】**を養育する父母等であって、

・令和5年度の住民税均等割が非課税の子育て世帯
または
・食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった子育て世帯

→ **申請が必要です**

役場窓口にて申請してください。

申請期間 **令和5年6月8日（木）～令和6年2月29日（木）まで**
※土・日・祝日は除く

■問い合わせ先：町民生活課　福祉支援班　☎：0173-22-2111（内線161）

児童手当に関するお知らせ

現況届の提出が原則不要になります

令和4年6月の児童手当の制度改正により、毎年6月に提出していただいていた現況届の提出は原則不要となりました。

※以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。提出がない場合には令和5年6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

現況届の提出が必要な方

（対象者には令和5年5月下旬に手続きの案内を配付予定）

①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が鶴田町と異なる方
②離婚協議中で配偶者と別居されている方
③法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
④鶴田町に住民票がない児童を扶養する方
⑤その他、鶴田町から提出の案内があった方

※配偶者の所得が受給者よりも高くなった場合は、別途書類の提出や配偶者からの新規申請が必要な場合もあります。その場合は、右記担当までご相談ください。

◆◆◆ 公務員の方へ ◆◆◆

受給者の方が公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合は、その翌日から15日以内に届出・申請をしてください

○公務員になった場合
○退職等により、公務員でなくなった場合
○公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れると、原則遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

■問い合わせ先
町民生活課　福祉支援班
☎：0173-22-2111（内線161・163）